

一、最新中国法令

● 关于扩大“属地申报、属地放行”适用范围的公告

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2014 年第 28 号
【发布日期】2014-04-10
【内容提要】自 2014 年 05 月 01 日起，经营单位的海关管理类别为 A 类，且申报单位的海关管理类别为 B 类（含 B 类）以上企业的进出口货物，可按照《[海关总署关于全面深化区域通关业务改革的公告](#)》（海关总署公告〔2013〕58 号）规定，适用“属地申报、属地放行”。
- 【备注】“属地申报、属地放行”，是指向属地海关申报，并在属地海关办理货物放行手续。
- 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info702681.htm>

● 关于执行修改后的《中华人民共和国商标法》有关问题的通知

- 【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商标字〔2014〕81 号
【发布日期】2014-04-15
【内容提要】该通知明确了新旧《商标法》衔接的有关问题，主要涉及商标注册、商标评审、商标监督管理等三方面内容。根据该通知：
- 对于将“驰名商标”字样用于商品、商品包装或者容器上，或者用于广告宣传、展览以及其他商业活动中的行为，适用修改后的《商标法》处理。
 - 但是，对于将“驰名商标”字样用于商品、商品包装或者容器上并于 2014 年 05 月 01 日以前已经进入流通领域的除外。
- 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201404/t20140418_144037.html

● 商业银行保理业务管理暂行办法

- 【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2014 年第 5 号
【发布日期】2014-04-10
【实施日期】2014-04-10

一、最新中国法令

● 「属地申告、属地通関」の適用範囲拡大に関する公告

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2014 年第 28 号
【発布日】2014-04-10
【概要】2014 年 5 月 1 日から、事業者の税関管理分類が A 類で、且つ申告業者の税関管理分類が B 類（B 類を含む）以上の企業の輸出入貨物については、「[区域通関業務改革の全面的実施に関する税関総署の公告](#)」（税関総署公告〔2013〕58 号）の規定に照らして、「属地申告、属地通関」を適用することができる。
- 【備考】「属地申告、属地通関」とは、所属地の税関に対し申告を行った上、所属地の税関にて貨物の通関手続きを行うことを指す。
- 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info702681.htm>

● 改正後の「中华人民共和国商标法」実施の関連事項に関する通知

- 【発布機関】国家工商行政管理总局
【発布番号】工商標字〔2014〕81 号
【発布日】2014-04-15
【概要】本通知は新旧「商標法」の移行に伴う関連問題を明確にしておき、主に商標登録、商標評価審査、商標監督管理などの三つの内容にかかわる。本通知によれば、以下の通りである。
- 「馳名商標」という文字を商品、商品包装または容器の上で用い、あるいは広告宣伝、展覧およびその他の商業活動において用いる行為については、改正後の「商標法」を適用して処理する。
 - ただし、「馳名商標」という文字を商品、商品包装または容器の上で用い、且つ 2014 年 5 月 1 日以前に流通分野に入っている場合は除く。
- 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201404/t20140418_144037.html

● 商業銀行ファクタリング業務管理暫定弁法

- 【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2014 年第 5 号
【発布日】2014-04-10
【実施日】2014-04-10

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/9ACA1243D444F6CA16301C24C91D59B.html>

● [中国（上海）自由贸易试验区外商投资经营增值电信业务试点管理办法](#)

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工信部通〔2014〕130号
【发布日期】2014-04-15
【实施日期】2014-04-15
【内容提要】该办法对自贸区外商投资企业申请经营增值电信业务的审批程序、申请条件 and 申请材料、监督审查、以及试点评估等内容作出了具体规定。同时，将外商投资经营增值电信业务的审批权限由工业和信息化部下放到上海市通信管理局，并大幅缩短了审批期限（60日）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917072/15956607.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [全国人大常委会 2014 年立法工作计划](#)

日前，全国人大常委会发布了 [2014 年立法工作计划](#)。根据该计划：

2014 年法律案审议工作
▪ <u>继续审议的法律案（共 4 部），其中包括：</u> 环境保护法（修改）（4 月）、资产评估法（8 月）、行政诉讼法（修改）（10 月）。
▪ <u>初次审议的法律案（共 10 部），其中包括：</u> 安全生产法（修改）（2 月）、广告法（修改）（6 月）、行政复议法（修改）（6 月）、食品安全法（修改）（10 月）、证券法（修改）（12 月）、大气污染防治法（修改）（12 月）。
预备项目
▪ 修改著作权法、刑法等，制定期货法、网络

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/9ACA1243D444F6CA16301C24C91D59B.html>

● [中国（上海）自由贸易试验区外商による付加価値電信業務の投資経営試行管理弁法](#)

【発布機関】工業情報化部
【発布番号】工信部通〔2014〕130号
【発布日】2014-04-15
【実施日】2014-04-15
【概要】本弁法は、自由貿易区の外商投資企業が付加価値電信業務の経営を申請する場合の審査許可手順、申請条件および申請資料、監督審査、および試行評価などの内容について具体的な規定を設けた。同時に、外商による付加価値電信業務の投資経営に関する審査許可権限を工業情報化部から上海市通信管理局へ委譲した上、審査許可期間（60日）を大幅に短縮した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917072/15956607.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [全国人民代表大会常務委員会の 2014 年立法作業計画](#)

先頃、全国人民代表大会常務委員会は [2014 年立法作業計画](#) を公布した。本計画によると、以下の通りである。

2014 年法律案審議作業
▪ <u>審議を継続する法律案（計 4 部）には、以下のものが含まれる。</u> 環境保護法（改正）（4 月）、資産評価法（8 月）、行政訴訟法（改正）（10 月）。
▪ <u>初めて審議される法律案（計 10 部）には、以下のものが含まれる。</u> 安全生産法（改正）（2 月）、広告法（改正）（6 月）、行政不服審査法（改正）（6 月）、食品安全法（改正）（10 月）、証券法（改正）（12 月）、大気汚染防止法（改正）（12 月）。
予備項目
▪ 著作権法、刑法などの改正、先物法、オンライン

安全法及单行税法等（将抓紧调研和起草工作，视情况在 2014 年或者以后年度安排全国人大常委会审议）。

（里兆律师事务所 2014 年 04 月 18 日编写）

安全法および単一税法などの制定（調査研究および起草作業が迅速に行われ、状況に応じて 2014 年またはそれ以降の年度に全国人民代表大会常務委員会の審議が手配される見通し）。

（里兆法律事務所が 2014 年 4 月 18 日付で作成）

● 《企业信息公示条例》公开征求意见

日前，国务院法制办公室公布《企业信息公示条例（征求意见稿）》，并向社会公开征求意见（截止日期为 2014 年 05 月 18 日）。关于该《征求意见稿》，简要介绍如下：

調整範囲
<ul style="list-style-type: none">▪ 信息是企业从事生产经营活动过程中形成的信息，以及政府部门履行职责过程中产生的能够反映企业状况的信息。▪ 企业是指在工商行政管理部门登记的法人企业和非法人企业，包括有限责任公司、股份有限公司、非公司企业法人、合伙企业、个人独资企业及其分支机构，在中国境内从事生产经营活动的外国（地区）企业，以及其他经济组织。
政府部門の公示義務
<ul style="list-style-type: none">▪ <u>工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统，公示下列企业信息：</u><ul style="list-style-type: none">（一）企业登记、备案信息；（二）动产抵押登记信息；（三）股权出质登记信息；（四）行政处罚案件信息；（五）其他依法应当公示的信息。▪ <u>其他政府部门应当公示下列企业信息：</u><ul style="list-style-type: none">（一）企业取得行政许可的信息；（二）企业受到行政处罚的信息；（三）其他依法应当公示的信息。
企業の公示義務
<ul style="list-style-type: none">▪ <u>年度报告公示。</u>企业应当于每年 01 月 01 日至 06 月 30 日，向工商行政管理部门报送上一年度年度报告，通过企业信用信息公示系统向社会公示。▪ <u>即时信息公示。</u>企业应当自下列信息形成之日起 20 个工作日内，通过企业信用信息公示系统向社会公示：<ul style="list-style-type: none">（一）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；（二）行政许可取得以及变动信息；（三）知识产权出质登记信息；（四）受到行政处罚的信息；（五）其他依法应当公示的信息。

● 「企業情報公示条例」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制办公室は「企業情報公示条例（意見募集案）」を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 5 月 18 日である）。本「意見募集案」について、以下の通り簡潔に紹介する。

調整範囲
<ul style="list-style-type: none">▪ 情報とは、企業が生産経営活動に従事する過程において形成された情報、および政府部門が職責を履行する過程において生まれた企業状況を反映できる情報である。▪ 企業とは、工商行政管理部门で登記された法人企業および非法人企業であり、有限責任会社、株式会社、非会社企業法人、パートナーシップ企業、個人独資企業ならびにその分支機構、中国国内で生産経営活動に従事する外国（地区）企業、およびその他の経済組織が含まれる。
政府部門の公示義務
<ul style="list-style-type: none">▪ <u>工商行政管理部门は企業信用信息公示システムを通じて、以下の企業情報を公示しなければならない。</u><ul style="list-style-type: none">（一）企業登記、届出情報。（二）动产抵押権設定登記情報。（三）持分質権設定登記情報。（四）行政処罰事件情報。（五）その他の法に従って公示しなければならない情報。▪ <u>その他の政府部門は、以下の企業情報を公示しなければならない。</u><ul style="list-style-type: none">（一）企業が取得した行政許可に関する情報。（二）企業が受けた行政処罰に関する情報。（三）その他の法に従って公示しなければならない情報。
企業の公示義務
<ul style="list-style-type: none">▪ <u>年度报告公示。</u>企業は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日の間に、工商行政管理部门に対し前年度年度报告を申告し、企業信用信息公示システムを通じて社会に向け公示しなければならない。▪ <u>即時情報公示。</u>企業は、以下の情報が形成された日から 20 業務日以内に、企業信用信息公示システムを通じて社会に向け公示しなければならない。<ul style="list-style-type: none">（一）有限責任会社の株主または株式会社の発起人が引き受けおよび払い込んだ出資額、出資時間、出資方式などの情報。（二）行政許可の取得および変更に関する情報。（三）知的財産権の質権設定登記情報。（四）受けた行政処罰に関する情報。（五）その他の法に従って公示しなければならない情報。

信用约束机制
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>设立经营异常名录制度。</u> 未依照条例规定履行信息公示义务，或者通过企业年度报告中载明的所有联系方式无法取得联系的企业，将被载入经营异常名录，通过企业信用信息公示系统向社会公示。 ▪ <u>设立严重违法企业名单制度。</u> 公示信息隐瞒、弄虚作假，被载入经营异常名录满3年，或者被吊销营业执照、责令关闭的企业，将被列入严重违法企业名单，并通过企业信用信息公示系统向社会公示。 ▪ <u>设立信用修复制度。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企业被载入经营异常名录的事由自载入之日起3年内消失的，可以申请恢复正常记载状态； ➢ 列入严重违法企业名单的企业办理注销登记，或者自列入之日起届满5年未再发生列入严重违法企业名单情形的，不再公示。 ▪ <u>强化法定代表人的个人责任。</u> 企业被吊销营业执照、责令关闭，其法定代表人或者负责人负有个人责任的，自该企业被吊销营业执照、责令关闭之日起3年内不得担任企业的法定代表人或者负责人。法律、行政法规另有规定的，从其规定。 ▪ <u>建立部门联动响应机制，实现“一处违法，处处受限”。</u> 在行政许可、资质资格认定、监督管理、政府采购、工程招投标、国有土地出让等工作中，将企业信息作为重要考量因素，对守信主体予以支持和奖励，对被列入严重违法企业名单的企业及其法定代表人或者负责人依法予以限制或者禁入。

(里兆律师事务所 2014 年 04 月 18 日编写)

信用拘束体制
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>経営異常名簿制度の設立。</u> 条例の規定に従って情報公示義務を履行しない、または企業年度報告に記載されたいずれの連絡方法を通じても連絡が取れなかった企業は、経営異常名簿に記載され、企業信用情報公示システムを通じて社会に向け公示される。 ▪ <u>重大法律違反企業名簿制度の設立。</u> 公示情報の隠蔽、偽装があり、経営異常名簿記載後3年が経過し、または営業許可証の取上げ、閉鎖命令を受けた企業は、重大法律違反企業名簿に記載され、企業信用情報公示システムを通じて社会に向け公示される。 ▪ <u>信用回復制度の設立。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営異常名簿に記載された事由が記載日から3年以内に消失した場合、企業は正常記載状態への回復を申請することができる。 ➢ 重大法律違反企業名簿に記載された企業が登記抹消手続きを行い、または記載日から5年の間に重大法律違反企業名簿に記載される状況が再び発生しなかった場合、以後公示しない。 ▪ <u>法定代表者の個人責任の強化。</u> 企業が営業許可証の取上げ、閉鎖命令を受け、その法定代表人または責任者が個人責任を負う場合、当該企業が営業許可証を取り上げられ、閉鎖命令を受けた日から3年間は、企業の法定代表人または責任者に就任することができない。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。 ▪ <u>部門間の連動呼応体制を確立し、「一つの分野で法律違反があれば、各分野で制限を受ける」方式を実現する。</u> 行政許可、資質資格認定、監督管理、政府調達、工事入札応札、国有地払下げなどの作業において、企業情報を重要な考慮要素とし、信用を守る主体に対しては支持および奨励を与え、重大法律違反企業名簿に記載された企業およびその法定代表人あるいは責任者に対しては法に従って制限もしくは参入禁止とする。

(里兆法律事務所が 2014 年 4 月 18 日付で作成)

● 货物、服务、技术进出口在华涉税概要

在涉外交易中，货物、服务、技术（包括技术转让、开发、咨询、服务等）进出口是最常见的三种跨境交易（以下简称“三种交易”）类型。了解三种交易在华的涉税政策，便于企业降低税务上的合规风险，更准确地估算交易税负成本，更好地开展三种交易。

三种交易在华涉及的税种包括增值税、消费税、营业税、附加税费、关税、企业所得税以及印花税等。依据开展三种交易的企业是居民企业或非居民

● 商品、サービス、技術の輸出入の中国における関連税務の概要

涉外取引において、商品、サービス、技術（技術譲渡、開発、コンサルティング、サービスなどを含む）の輸出入は、最もよく見られる三種のクロスボーダー取引（以下「三種の取引」という）のパターンである。三種の取引の中国における関連税制を理解することは、企業の税務上のコンプライアンスリスクを低減し、取引の税務コストをより正確に算定し、三種の取引をより適切に行ううえで有益である。

三種の取引について中国で生じ得る税目には増値税、消費税、営業税、付加税、関税、企業所得税および印紙税などが含まれる。三種の取引を行う企業が居

企业，作为进口方或出口方，我们将三种交易中的主要涉税情况（其中消费税、附加税费、印花稅，属于个别适用或者稅負相对较低，因此本文不予讨论），列表整理如下：

(一) 貨物進出口

区分	居民企业	非居民企业
进口	<p>貨物進口中，居民企业为进口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 關稅：稅率依具体貨物不同。 - 增值稅：稅率为 17%（少数商品为 13%）。 <p>※ 貨物進口時，需要特別關注完稅價格，具体請參見本表備注。</p>	<p>貨物進口中，非居民企业为出口方，在华不产生納稅義務。</p>
出口	<p>貨物出口中，居民企业为出口方，涉税概要如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 關稅：只对少数貨物征收出口關稅。 - 增值稅：實行免抵退稅政策。 - 企業所得稅：相關損益計入全年利潤，稅率为 25%。 	<p>貨物出口中，非居民企业为进口方，在华不产生納稅義務。</p>

【備注】進口貨物涉及專利、技術、商標等特許權使用費時，特別需要注意如下：

- ① 故意違規的風險：因進口貨物含有專利、專有技術、商標等，而由出口方（非居民企業）收取的特許權使用費應當計入進口貨物的完稅價格，並繳納關稅和增值稅；不能為了降低稅負成本，而故意將前述特許權使用費單獨計算（不得按照其他方式報稅）。
- ② 安排不當的風險：如果服務、技術相關交易，確實獨立於進口貨物，那麼建議分開簽署合同，分別計價，並分別報稅；如果簽署在一個合同中，那麼可能會因無法區分而被要求統一按照進口貨物計稅（此方式下稅負通常較重）。
- ③ 作為特殊的情況，租賃貿易進口的貨物（進出口雙方之間是租賃關係，而非買賣關係），貨物進口後租賃給居民企業使用，此時以租金為基礎，計算並繳納關稅、增值稅。

住者企業であるかそれとも非住者企業であるか、輸入者であるかそれとも輸出者であるかに基づき、ここでは三種の取引における主な関連稅務狀況（その中でも、消費稅、付加稅、印紙稅については、ケース毎の適用または稅負擔率が相對的に低いものに該当するため、本文では割愛する）を、以下の通り表にまとめた。

(一) 商品の輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
輸入	<p>商品の輸入において、居住者企業は輸入者であり、関連稅務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 關稅：稅率は具体的な商品によって異なる。 - 增值稅：稅率は 17%（一部少数の商品は 13%）である。 <p>※ 商品を輸入する際、特に納稅價格に留意する必要がある。具体的には本表の備考を参照のこと。</p>	<p>商品の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、中国での納稅義務は発生しない。</p>
輸出	<p>商品の輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連稅務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 關稅：一部少数の商品についてのみ輸出關稅を徴収する。 - 增值稅：稅免除、控除、還付政策を実施する。 - 企業所得稅：関連損益は年間利益に計上され、稅率は 25% である。 	<p>商品の輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納稅義務は発生しない。</p>

【備考】輸入商品について特許、技術、商標などのロイヤルティーが生じる場合、特に以下の点に留意しなければならない。

- ① 故意の規定違反に関するリスク：輸入商品に特許、ノウハウ、商標などが含まれていることで、輸出者（非居住者企業）が受け取るロイヤルティーは、輸入商品の納稅價格に計上した上で、關稅および增值稅を納付しなければならない。稅負擔コストを引き下げるために、故意に前述のロイヤルティーを単独で計算してはならない（その他の方式で稅務申告を行ってはならない）。
- ② 不適切な処理に関するリスク：サービス、技術関連取引が、確かに輸入商品から独立している場合は、個別に契約を締結し、個々に價格を計算し、別々に稅務申告を行うことが望ましい。一つの契約にまとめて締結した場合、區別できないことを理由に全て輸入商品に基づき稅金計算を行うように要求されるものと思われる（通常、本方式での稅負擔は重くなる）。
- ③ 特別な狀況として、リース取引で輸入された商品（輸出入双方間は賃貸借關係であり、売買關係ではない）は、商品輸入後に居住者企業の使用のため賃貸され、この場合は賃料を基本として、關稅、增值稅を計算納付する。

(二) 服务进出口

区分	居民企业	非居民企业
进口	<p>服务进口中,居民企业为进口方,在华不产生纳税义务,但可能需承担代扣代缴的义务。</p>	<p>服务进口中,非居民企业为出口方,其在中国境内没有可以指定的代理人时,由进口方代扣代缴,涉税概要如下:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 营业税: 5%; 或者增值税: 6%、11%、17%。 - 企业所得税: 如果在华具有或者构成常设机构,则在核定利润后,按照 25%的税率征收。 <p>※关于“营改增”以及在华是否具有或者构成常设机构,具体请参见本表备注 1。</p>
出口	<p>服务出口中,居民企业为出口方,涉税概要如下:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 营业税: 5%; 或者增值税: 0%、6%、11%、17%。 - 企业所得税: 相关损益计入全年利润,税率为 25%。 <p>※关于服务出口涉及的增值税退税、免税等,请参见本表备注 2。</p>	<p>服务出口中,非居民企业为进口方,在华不产生纳税义务。</p>

【备注 1】关于“营改增”以及是否具有或者构成常设机构,需要说明如下:

- ① 关于“营改增”的服务包括有形动产租赁服务(税率为 17%)、交通运输服务(税率为 11%),以及文化创意、物流辅助、鉴证咨询、广播影视等现代服务(税率为 6%)。
- ② 关于在中国是否具备或者构成常设机构,除了管理机构、办事处等有形场所外,“通过雇员或其他人员在中国提供劳务咨询,且在任意 12 个月中连续或累计超过 6 个月的”,通常也认为构成常设机构。

(二) サービスの輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
輸入	<p>サービスの輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。</p>	<p>サービスの輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行い、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 営業税: 5%、または増値税: 6%、11%、17%。 - 企業所得税: 中国において恒久的施設を有しまたは構成する場合、利益を査定した後、25%の税率に基づき徴収する。 <p>※「営業税から増値税への一本化」および中国における恒久的施設の有無または構成の可否について、具体的には本表備考 1 を参照のこと。</p>
輸出	<p>サービスの輸出において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 営業税: 5%、または増値税: 0%、6%、11%、17%。 - 企業所得税: 関連損益は年間利益に計上され、税率は 25%である。 <p>※サービスの輸出にかかわる増値税の還付、免除などについては、本表備考 2 を参照のこと。</p>	<p>サービスの輸出において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。</p>

【備考 1】「営業税から増値税への一本化」および恒久的施設の有無または構成の可否について、以下の通り説明する。

- ① 「営業税から増値税への一本化」に関するサービスには、有形動産リースサービス(税率 17%)、交通運輸サービス(税率 11%)、および文化クリエイティブ、物流補助、鑑定コンサルティング、ラジオ映画テレビなどの現代サービス(税率 6%)が含まれる。
- ② 中国における恒久的施設の有無または構成の可否については、管理機構、事務所などの有形の場所以外にも、「職員またはその他の人員を通じて中国において役務情報を提供し、且つ任意の 12 ヶ月の間に連続または累計で 6 ヶ月を超える場合」、通常では恒久的施設を構成すると判断される。

- ③ 具备或者构成常设机构的前提下，在核定利润（区分不同的服务，利润率为15%~50%）后，按照25%的税率征收（实际征收率为3.75%~12.5%，其中很有可能会低于10%）。
- ④ 作为特殊的情况，在服务进口中，如果出口方（非居民企业）将其在华不动产出租给居民企业，则非居民企业在中国缴纳10%的企业所得税（预提所得税）。

【备注2】关于服务出口涉及的增值税退税、免税等，简要说明如下：

- ① 根据《[适用增值税零税率应税服务退（免）税管理办法（暂行）](#)》，国际运输服务、港澳台运输服务，以及向境外单位提供研发服务、设计服务，在办理相关政府手续之后，可以享受增值税免抵退的优惠政策。
- ② 根据《[营业税改征增值税跨境应税服务增值税免税管理办法（试行）](#)》，法定九大类跨境服务，在办理相关政府手续之后，可以享受免征增值税的优惠政策。

(三) 技术进出口

区分	居民企业	非居民企业
	技术（转让）进口中，居民企业为进口方，在华不产生纳税义务，但可能需承担代扣代缴的义务。	技术（转让）进口中，非居民企业为出口方，其在中国境内没有可以指定的代理人时，由进口方代扣代缴，涉税概要如下： <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税（预提所得税）：10%。 ※关于优惠政策，具体请参见本表备注。
进口	技术（开发、咨询、服务）进口中，居民企业为进口方，在华不产生纳税义务，但可能需承担代扣代缴的义务。	技术（开发、咨询、服务）进口中，非居民企业为出口方，其在中国境内没有可以指定的代理人时，由进口方代扣代缴，涉税概要如下： <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：如果在中国具有或者构成常设机构，则在核定利润后，按照25%的税率征收。

- ③ 恒久的施設を有しまたは構成するとの前提では、利益を査定（サービスに応じて利益率は15%から50%となる）した後、25%の税率に基づき徴収する（実際の徴収率は3.75%から12.5%であり、その中でもおそらく10%を下回るものと思われる）。
- ④ 特別な状況として、サービスの輸入において、輸出者（非居住者企業）が中国で自己の不動産を居住者企業へ賃貸する場合、非居住者企業が中国において10%の企業所得税（源泉所得税）を納付する。

【備考2】サービスの輸出にかかわる消費税の還付、免除などについて、以下の通り簡潔に説明する。

- ① [「増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税還付（免除）管理弁法（暫定）」](#)によれば、国際運輸サービス、香港マカオ台湾運輸サービス、および国外の事業者に提供する研究開発サービス、設計サービスは、関連政府手続きを行った後、消費税の免除、控除、還付の優遇政策を享受することができる。
- ② [「營業税から増値税への一歩化に伴うクロスボーダー課税サービス増値税免税管理弁法（試行）」](#)によれば、法定の九大分類クロスボーダーサービスは、関連政府手続きを行った後、消費税免除の優遇政策を享受することができる。

(三) 技術の輸出入

区分	居住者企業	非居住者企業
	技術（讓渡）の輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。	技術（讓渡）の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行い、関連税務の概要は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 増値税：6%。 - 企業所得税（源泉所得税）：10%。 ※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。
輸入	技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸入において、居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しないが、源泉徴収義務を負う必要があると思われる。	技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸入において、非居住者企業は輸出者であり、自己が中国国内に指定可能な代理人を持たない場合、輸入者が源泉徴収を行い、関連税務の概要は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 増値税：6%。 - 企業所得税：中国において恒久的施設を有しまたは構成する場合、利益を査定した後、25%の税率に基づき徴収する。

		※关于优惠政策，具体请参见本表备注；关于在华是否具有或者构成常设机构，具体请参见上表备注。
出口	技术（转让）出口中 ，居民企业为出口方，涉税概要如下： <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：相关损益计入全年利润，税率为25%。 ※关于优惠政策，具体请参见本表备注。	技术（转让）出口中 ，非居民企业为进口方，在华不产生纳税义务。
	技术（开发、咨询、服务）出口中 ，居民企业为出口方，涉税概要如下： <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：相关损益计入全年利润，税率为25%。 ※关于优惠政策，具体请参见本表备注。	技术（开发、咨询、服务）出口中 ，非居民企业为进口方，在华不产生纳税义务。

【备注】关于技术进出口相关优惠政策，简要总结如下：

- ① 不论是进口还是出口，技术转让、技术开发和与之相关的技术咨询、技术服务，在办理相关政府手续之后，可以享受免征增值税的优惠政策；其中，单独的技术咨询、技术服务不能享受前述优惠政策。
- ② 在技术（开发、咨询、服务）进口时，出口方（非居民企业）需要根据在华是否具有或者构成常设机构，来判断在华是否需要缴纳企业所得税（判断标准，与上述服务进口基本一致）。
- ③ 在技术（开发）出口时，出口方（居民企业）在办理相关政府手续之后，可以享受增值税免抵退的优惠政策（同上述“服务进出口”之备注2的第①项）。
- ④ 在技术（转让，且属于所有权、专有使用权的转让）出口时，出口方（居民企业）在办理相关政府手续之后，所得在人民币500万以内部分，免征企业所得税，所得超过人民币500万部分，减半征收企业所得税。

		※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。中国における恒久的施設の有無または構成の可否について、具体的には上表備考を参照のこと。
出口	技術（譲渡）の輸出 において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：関連損益は年間利益に計上され、税率は25%である。 ※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。	技術（譲渡）の輸出 において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。
	技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸出 において、居住者企業は輸出者であり、関連税務の概要は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> - 增值税：6%。 - 企业所得税：関連損益は年間利益に計上され、税率は25%である。 ※優遇政策について、具体的には本表備考を参照のこと。	技術（開発、コンサルティング、サービス）の輸出 において、非居住者企業は輸入者であり、中国での納税義務は発生しない。

【備考】技術の輸出入に関する優遇政策について、以下の通り簡潔にまとめる。

- ① 輸入、輸出を問わず、技術譲渡、技術開発およびそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスは、関連政府手続きを行った後、増値税免除の優遇政策を享受することができる。その中で、単独の技術コンサルティング、技術サービスは前述の優遇政策を享受することができない。
- ② 技術（開発、コンサルティング、サービス）を輸入する際、輸出者（非居住者企業）は中国における恒久的施設の有無または構成の可否に基づき、中国における企業所得税納付の可否を判断する必要がある（判断基準は、前述したサービスの輸入と基本的に同じである）。
- ③ 技術（開発）を輸出する際、輸出者（居住者企業）は、関連政府手続きを行った後、増値税の免除、控除、還付の優遇政策を享受することができる（前述の「サービスの輸出入」の備考2第①項と同じである）。
- ④ 技術（譲渡であり、且つ所有権、専有使用权の譲渡に該当する場合）の輸出を行う際、輸出者（居住者企業）が連政府手続きを行った後、所得の500万人民币元以内の部分については、企業所得税を免除し、所得の500万人民币元を超える部分については、企業所得税を半減して徴収する。

值得注意的是，中国税法制度复杂而多变（尤其存在诸多特殊性规定，其中的税收优惠政策又需要符合特殊的条件），三种交易在华涉税的范围又极广，限于篇幅，本文述及的内容只是三种交易在华涉税制度中比较基础、普遍的一部分。如企业在具体经营中遇到了更深入、更具体、更复杂的问题的，可以考虑委托包括律师事务所在内的专业机构进行论证，以期在合法的范围中获得节税的安排。

（里兆律师事务所 2014 年 04 月 18 日编写）

注意すべき点として、中国の税制は複雑でよく変わり（特に多くの特別規定が存在し、その中の税収優遇政策がまた特別条件を満たす必要もある）、三種の取引の中国における関連税務の範囲もまた非常に広いため、紙面の都合上、本文では、三種の取引の中国における関連税務制度における基本的且つ普遍的な部分の内容に触れるのみとした。企業が実際の経営においてより専門的、より具体的、より複雑な問題に遭遇した場合、適法である範囲において節税処理を行えるよう、法律事務所を含む専門機構に委託して論証を行うことが考えられる。

（里兆法律事務所が 2014 年 4 月 18 日付で作成）